

H24 多目的スペースのあるコミュニティ施設 (鉄筋コンクリート造「ラーメン構造」2階建)				
(5) 要求室 下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。				
設置階	室名	特記事項	床面積	
1階	エントランスホール	ア. 上下足の履き替えはしないものとする。 イ. 情報コーナーを設ける。 ウ. 公園側から利用しやすいようにサブエントランスを設けてもよい。	適宜	
	多目的スペース	・可動間仕切りにより、独立した室としても使用できるようにする。	30㎡以上	
	倉庫	・多目的スペースで使用する机・イス等を収納する。	適宜	
	喫茶スペース	ア. カウンター席及びテーブル席を、計10席以上設ける。 イ. 屋外カフェテラスを設け、直接行き来できるようにする。 ウ. 厨房を設け、公園のイベント時や災害時にも利用できるようにする。		
	事務室	ア. 3名分の事務机を設ける。 イ. 受付カウンターを設ける。 ウ. 5名分のロッカーを設ける。		
	通用口	・館長、職員及び喫茶スペースの従業員が使用する。	5㎡以上	
	備蓄倉庫	・非常用の食糧等を保管する棚を設ける。		
	多目的便所	ア. 高齢者・身体障がい者・妊婦のほか、乳幼児を連れて来た人等が使用する。 イ. 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。 ウ. 出入口は引戸とし、幅の内法は、800mm以上とする。	4㎡以上	
	2階	和室	ア. 出入口に踏み込み及び下足入れを設ける。 イ. 押入れを設ける。	14畳以上 (踏み込み及び押入れを除く)
		会議室	ア. 可動間仕切りにより、2室に分割でき、それぞれ独立して使用できるようにする。 イ. 2室に分割したときも、それぞれの室ごとに独立して使用できる収納を設ける。	20㎡以上 (収納を除く)
湯沸室		・流し台を設ける。	適宜	
倉庫				
便所		・男女別に設ける。		

H25 レストラン併用住宅 (木造2階建)				
(5) 要求室 下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。				
設置階	室名	特記事項	床面積	
1階	・レストラン部分は、下足利用とする。			適宜
	客室	ア. カウンター席及びテーブル席を、計16席以上設ける。 イ. 上記16席のうち、テーブル席6席を可動間仕切りにより、独立した室としても使用できるようにする。 ウ. レジカウンターを設ける。		
	厨房	ア. レストランにおいて使用する食材を保管する。 イ. 厨房に隣接させる。		
	店舗用倉庫	・レストランにおいて使用する備品等を保管する。		
	菜園用倉庫	ア. 菜園において使用する備品等を保管する。 イ. 外部から利用できるようにする。		
	多目的便所(客用)	ア. 男女兼用とする。 イ. 広さは心々1,820mm×1,820mm以上とする。	3.3㎡以上	
	洗面所	ア. 多目的便所に隣接して設ける。 イ. コーナーとしてもよい。	適宜	
	玄関ホール	・下足入れを設ける。	適宜	
	居間	ア. 1室又は2室にまとめてもよい。 イ. 食事室には、テーブル(計4席)を設ける。		
	食事室			
2階	夫婦寝室	・洋室とし、ベッド(計2台)、ウォークインクローゼット(4㎡以上)を設ける。	16㎡以上 (ウォークインクローゼットを除く)	
	子ども室(1)	ア. いずれも洋室とし、それぞれベッド、机、収納を設ける。	適宜	
	子ども室(2)	イ. いずれも客室の上部に計画してはならない。 ・厨房の上部に計画してはならない。		
	便所(2)			
	洗面脱衣室			
	浴室			
	納戸		3㎡以上	

H26 介護が必要な親(車椅子使用者)と同居する専用住宅 (木造2階建)				
(5) 要求室 下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。				
設置階	室名	特記事項	床面積	
1階	玄関	ア. 下足入れを設ける。 イ. 車椅子のタイヤの汚れを落として屋内に乗り入れることができるスペース(心々1,500mm×1,500mm以上)を設ける等、車椅子の使用に配慮する。	適宜	
	居間	ア. 1室又は2室にまとめてもよい。 イ. 食事室には、テーブル及び椅子(計5席以上)を設ける。		
	夫婦寝室	・洋室とし、ベッド(計2台)、ウォークインクローゼット(4㎡以上)を設ける。		
	祖母室	ア. 洋室とし、ベッド、収納を設ける。 イ. 室内に専用の便所を設け、自力での車椅子から便器への移乗に配慮する。 ウ. ベッドの周囲に介助に配慮したスペースを設ける。		
	便所(1)	・祖母の利用には配慮しなくてよい。		
	洗面脱衣室	・広さは、心々1,820mm×2,275mm以上とする。		4㎡以上
	浴室	・広さは、心々1,820mm×2,275mm以上とする。		4㎡以上
	子ども室(1)	・いずれも洋室とし、それぞれベッド、机、収納を設ける。		適宜
	子ども室(2)			
	2階	予備室		ア. 和室とし、広さは、心々3,640mm×2,730mm以上とする。 イ. 別に押入れを設ける。
多目的スペース		ア. 夫婦及び子どもが読書・談話など自由に利用する。 イ. カウンター、椅子、本棚等を設ける。	適宜	
適宜納戸			3㎡以上	
(注)祖母の移動に配慮して、以下の計画とする。 ・1階の要求室(玄関、夫婦寝室及び便所(1)を除く。)の出入口は全て引戸又は引違い戸とする。 ・1階における20mmを超える段差にはスロープを設ける。				

H27 3階に住宅のある貸店舗(乳幼児用雑貨店) (鉄筋コンクリート造「ラーメン構造」3階建)				
(5) 要求室等 下表の全ての室等は、必ず指定された設置階に計画する。				
設置階	室名	特記事項	床面積	
1階	売場スペース	ア. 商品を陳列する奥行300mmの棚(長さの合計が3,000mm以上)及び幅1,500mm×奥行800mm以上の陳列台(2台以上)を設ける。 イ. レジカウンターを設ける。	適宜	
	スタッフルーム	ア. テーブル及び椅子(2席)を設ける。 イ. 4名分のロッカーを設ける。	4㎡以上	
	多機能便所(1)	ア. 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。 イ. 出入口は引戸とし、幅の内法は、800mm以上とする。 ウ. 手摺及びおむつ替え用台を設ける。		
	倉庫		適宜	
	2階	喫茶コーナー	ア. カウンター席及びテーブル席を、計12席以上設ける。 イ. 屋内プレイスペースで遊ぶ幼児を見守ることができるようにする。 ウ. 軽食を提供できる程度の厨房を設ける。	適宜
		屋内プレイスペース	ア. 幼児が遊べるスペースとし、その一部に絵本コーナーを設ける。 イ. 喫茶コーナーから遊ぶ幼児を見守ることができるようにする。 ウ. 脱物を脱いで使用する。	
		授乳室	ア. 授乳用アース(広さが心々1,000mm×1,000mm以上)を2つ設ける。 イ. 手洗い器を設ける。	4㎡以上
		多機能便所(2)	ア. 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。 イ. 出入口は引戸とし、幅の内法は、800mm以上とする。 ウ. 手摺及びおむつ替え用台を設ける。	
		店舗専用階段	・1階の売場スペースから2階の店舗部分に通ずるものとする。	
	3階	玄関	・下足入れを設ける。	適宜
居間・食事室・台所		ア. 1室にまとめなくてもよい。 イ. 食事室には、テーブル及び椅子を設ける。		
夫婦寝室		ア. 洋室とし、ベッド(計2台)を設ける。 イ. ウォークインクローゼット(4㎡以上)を設ける。		
洗面脱衣室				
便所				
共用コト部分	屋内直通階段	ア. 3階の住宅部分の玄関に通ずるものとする。 イ. 1階及び2階の店舗部分から出入りできるようにする。	適宜	
	エレベーター	ア. 3階の住宅部分の玄関に通ずるものとする。 イ. 1階及び2階の店舗部分からベビーカーを使用する来客者が支障なく出入りできるようにする。 ウ. エレベーターシャフトは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。 エ. 駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてよい。 オ. 出入口の幅の内法は、800mm以上とする。	4㎡以上	
(注1)防火区画については、考慮しなくてよい。 (注2)店舗部分においては、屋内プレイスペースを除き、全て下足とする。				

H28 景勝地に建つ土間スペースのある週末住宅 (木造2階建て)				
(5) 要求室等 下表の全ての室等は、必ず指定された設置階に計画する。				
設置階	室名	特記事項	床面積	
1階	玄関・土間スペース	ア. 玄関と土間スペースは一体として計画する。 イ. 下足入れを設ける。 ウ. 広さは、少なくとも、直径2.5m以上の円が1つ入るスペースとする。 エ. 居間に隣接し、居間と一体的に使用することができるようにする。 オ. 下足利用とし、必要に応じて踏み台を設ける。	15㎡以上	
	居間	ア. 1室又は2室にまとめてもよい。 イ. 居間には、吹き抜けを設ける。吹き抜けは、土間スペースの上部に一部かかってもよいものとし、2階部分から居間が見えるようにする。なお、吹き抜けは居間部分で13㎡以上確保する。 ウ. 居間は土間スペースに隣接し、土間スペースと一体的に使用することができるようにする。 エ. 食事室には、テーブル及び椅子(計6席以上)を設ける。		
	食事室	ア. 和室とし、押入れを設ける。 イ. 専用のシャワールーム、便所、洗面脱衣スペースを設ける。なお、これらは一体として計画してもよい。	8畳以上 (押入れ、シャワールーム、便所、洗面脱衣スペースを除く)	
	台所		適宜	
	ゲストルーム			
	2階	便所(A)		適宜
		屋内自動車庫	ア. 同一棟内に設ける。 イ. 1台分(自家用)の駐車スペースを確保できるようにする。 ウ. 有効広さは、幅3m×奥行き5m以上とする。 エ. 自動車の出入口にシャッターを設ける。 オ. 屋内で直接行き来できるようにする。	15㎡以上
		夫婦寝室	・洋室とし、ベッド(計2台)及び収納を設ける。	適宜
		子ども室	・洋室とし、ベッド1台及び収納を設ける。	
		浴室	ア. 広さは、心々1,820mm×2,275mm以上とする。 イ. 南側に広がる良好な景観を望むことができるようにする。 ウ. 来客用としても使用する。	4㎡以上
洗面脱衣室		適宜		
適宜納戸			3㎡以上	

H29 家族のライフステージの変化に対応できる三世代住宅 (木造2階建て) 予測課題			
(5) 要求室 下記全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。			
設置階	室名	特記事項	床面積
1階	玄関	・下足入れを設ける。	適宜
	居間	ア.三世代家族の交流の場としても利用する。 イ.食事室に隣接させる。 ウ.10㎡以上の吹き抜けを設ける。 エ.屋外テラスを隣接させて一体的に利用する。	
	食事室・台所(1)	・テーブル・椅子を計6席設ける。	
	親夫婦寝室	・洋室とし、ベッドを計2台設ける。	
	便所(1)	・心々1,820mm×1,820mm以上の広さとする。	
	洗面脱衣室(1)	・心々1,820mm×2,275mm以上の広さとする。	
	浴室(1)	・心々1,820mm×2,275mm以上の広さとする。	
2階	納戸(1)		3㎡以上
	食事室・台所(2)	・テーブル・椅子を計4席設ける。	適宜
	子夫婦寝室	・洋室とし、ベッドを計2台設ける。	
	子ども室	現在は、1室として利用する。 将来、中央で稼働間仕切りをして、2室として利用できるようにする。	18㎡以上
	便所(2)		適宜
	洗面脱衣室(2)		
	浴室(2)		
納戸(2)			3㎡以上
注1:1階の廊下の有効幅は、1,200mm以上とする。 注2:納戸(1)と納戸(2)は、将来、ホームエレベーターが設置できるよう計画する。			

h29 研究会による予測課題の解説

(1)設置階

・設置階は、1階と2階である。  
・1階は親夫婦住居とし、2階は子夫婦住居とした。  
ただし、1階居間は三世代家族が憩いの場となるようにしている。

(2)室名

・室名は、玄関、子ども室、居間を除くと、1階と2階で全て同じである。  
同じもの: 食事室・台所、洗面脱衣室、浴室、便所、納戸  
・これ以外の想定としては、和室や趣味室(読書室含む)などが考えられる。

(3)特記事項

・特記事項では、一般的な食事室等のテーブル・椅子又は寝室のベッドの設置数のほか、下記特徴を設けた。  
・居間(1):三世代の憩いの場となることを想定し、吹き抜け、屋外テラスとの隣接を指定した。  
・1階便所洗面浴室:高齢者対応を想定し、広めとなる心々寸法を指定した。  
・子ども室:将来、2室への分割可能なものとするように指定した。

(4)床面積

・大部分を自由に設計ができるよう適宜とし、指定㎡数は、子ども室と納戸とした。

(5)注意事項

・室名にない1階廊下は、高齢者対応を考慮して、幅指定とした。  
・1階と2階の納戸は、将来、子夫婦が年配者になるなど、様々な対応が可能となるようホームエレベーターの設置ができるように指定した。

## (1) 要求室

「要求室」は、表の左から「①設置階(部門含む)」、「②室名」、「③特記事項」、「④床面積」の4項目に分かれて記載されている。ここでは、その各項目ごとに、それぞれの共通事項等を解説する。

### 【①設置階(部門含む)】

毎年、必ず「設置階」は、出題されており、一部「部門」が示されている。各室名に対して「設置階」は、必ず指定される。余談となるが、1級建築士の試験は、この設置階が、一部指定されていない。従って、試験では、最初に自分で指定のない階の要求室を設置階に振り分けることとなる。2級建築士は、過去の全ての室名で設置階が指定されたので、その設置階でプランを検討することとなる。「部門」は、H27に提示されているが、H25でも、室名の中で、部門指定がされている。この部門指定がされた場合でも、必ず設置階の指定はされている。

### 【②室名】

表の左から二番目は、「室名」である(H25のみ一番左に記載あり)。この室名は、各年度の課題により様々な要求室が出題される。その中でも毎年出題のある室名などもあり、ここでは共通事項を抽出し、その内容について解説する。

#### 【「住宅」で必ず出題される室名】

H25～H28は、住宅系の課題であった。その中の「住宅部門」として必ず出題されている「室名」は、次の通りである。つまり、課題が住宅系の場合は、下記室名は必ず出題されるので、事前に過去問を検討して、試験時は、素早くまとめられるようにする。

・必ず出題される室名：玄関、居間、食事室、台所、夫婦寝室、便所、洗面脱衣室、浴室  
(子供がいる場合は、これに「子ども室」も必ず出題される。)

なお、H27は、部門として初めて「共用部門」が出題され、その中で「屋内直通階段」と「エレベーター」が室名等で出題され、かなり詳細な部分まで、書き方の規定がされている。

室名の出題数は次の通り。

- ・H24:14室
- ・H25:19室
- ・H26:15室
- ・H27:18室
- ・H28:13室

「室名」の出題数は、13～19室である。

あまりにも室名が多いと、時間内に書き終えることができないので、この程度の出題数となっていると推定する。

### 【③特記事項】

特記事項は、室名に対する条件が書かれている。

この条件には次のようなパターンがある。

- ・動線指定:屋外カフェテラスを設け、直接行き来できるようにするなど
- ・人数指定:3人分の事務机を設けるなど
- ・㎡数指定:吹抜け(13㎡以上)、ウォークインクローゼット(4㎡以上)を設けるなど
- ・広さ指定:浴室は、心々1,820×2,275mm以上とするなど
- ・直径指定:直径2.5m以上の円が1つ入るスペースとするなど
- ・数量指定:カウンター席及びテーブル席を、計16席以上設けるなど

この特記事項の指定内容では、細かい部分まで指定されるので、マーカー等をうまく活用して、確実に記載漏れがないようにしたい。この条件指定の見落としは、減点対象となると推定する(要求室の記載漏れは失格)。また、他の要求室との動線指定がされた場合、この動線計画は、基本計画にプランに大きく影響するので、抜けがないようにしたい(終盤で動線が取れていないことに気が付いた場合、修正しがたい状況となりうる)。

### 【④床面積】

表の一番右の床面積は、「\*\*㎡以上」などのように㎡指定される場合と、「適宜」で書かれている2パターンである。H24以降の床面積指定では、全ての指定が「\*\*㎡以上」となっている。今後もこの傾向が続くものと思われるが、安全のために「以上」と書かれていることは、チェックしたい。参考までに、1級建築士の場合は、以上、以下、約\*\*㎡の3パターンが出題される。なお、約\*\*㎡の場合は、その指定面積の±10%以内が目安となる。

「適宜」については、受験者が自分で㎡数を決定する。

基本的には、計画する室に対して、妥当な面積を計画することとなるが、その妥当な面積は、過去問を分析しながら把握しておくこととなる。

具体的には、各年度の課題で詳細に解説するが、例えば和室なら、作図のグリットを1コマとして、1畳なら2コマ×4コマとなり、その寸法で6畳や8畳の和室を設計する。一般には、その畳に隣接して、踏込と床の間も一緒に計画することとなる。

ある程度、出題される室名を想定して、その室名のコマ数をパターン化するとよい。

なお、適宜で指定される室は、H24以降で下記の通り6割以上と多い。

#### 【適宜での出題数(出題率)】

- ・H24:14室のうち 9室(適宜での出題率64%)
- ・H25:19室のうち 16室(適宜での出題率84%)
- ・H26:15室のうち 11室(適宜での出題率73%)
- ・H27:18室のうち 15室(適宜での出題率83%)
- ・H28:13室のうち 8室(適宜での出題率62%)